

公益法人と一般法人の主な比較

参考 1

項目	公益法人	一般法人	
移行要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆定款案が法人法・公益認定法に適合 ◆認定基準(18項目)の全てに適合 ◆欠格事由(6項目)の全てに非該当 ◆旧主務官庁の監督命令に対する違反なし 	<ul style="list-style-type: none"> ◆定款案が法人法に適合 ◆公的目的支出計画(※)が適正かつ確実に執行されると見込まれる <p>※これまでの税制優遇等で形成された正味財産(時価評価)を公益目的のために支出する計画</p>	
事業・財務	◆制限あり	◆制限なし (公益目的支出計画が実施中のみ制限あり)	
事業	・公益目的事業が50%以上(費用ベース)	・制限なし	
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業が収支相償(収入≦支出) ・遊休財産の保有制限 ・公益目的事業実施の経理的基礎・技術的能力 	・制限なし	
税制	◆優遇措置あり	【非営利型法人】 ◆一定の優遇措置あり	【その他】 ◆優遇措置なし
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を除く収益事業のみ課税 30% (年所得額800万円以下は18%) ・みなし寄附あり (収益事業から公益目的事業に支出した額は収益事業に係る損金として算入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業のみ課税 30% (800万円以下は18%) ・みなし寄附なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・全事業に課税 30% (800万円以下は18%) ・みなし寄附なし
所得税(利子・配当等の源泉所得税)	・非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・課税 (利子15%(別途、法人住民税利子割5%)) (配当等20%) 	
登録免許税(法人登記)	・非課税	・非課税	・課税
法人に対し寄附をした相手方	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附優遇あり (所得税:一定の額が所得控除) (法人税:一定の額が損金算入) (住民税:条例がある場合は一定の額が税額控除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として寄附優遇なし (個人が寄附をした場合の譲渡所得に対する非課税のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附優遇なし
機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆会計監査人はB/S負債50億円以上などで必ず設置 ◆理事会は必ず設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆会計監査人はB/S負債200億円以上で必ず設置 ◆社団法人については、理事会の設置は任意、監事も大規模法人・理事会設置の場合のみ 	
社員総会(社団法人)	・必ず設置	・必ず設置	
評議員会(財団法人)	・必ず設置(3名以上)	・必ず設置(3名以上)	
理事	・3名以上	・3名以上(社団で理事会非設置の場合は1名以上)	
理事会	・必ず設置	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人は任意で設置 ・財団法人は必ず設置 	
監事	・1名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人は大規模法人・理事会設置型のみ必ず設置 ・財団法人は全て必要 	
会計監査人	・収益もしくは損失1,000億円以上または負債50億円以上のみ必ず設置	・負債200億円以上のみ必ず設置	
行政の監督	<ul style="list-style-type: none"> ◆監督あり (行政庁・公益認定等委員会) <p>※公社は出資法人として監督、また条例に基づく関与が別途あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆監督なし (公益目的支出計画実施中のみあり) <p>※公社は出資法人として監督、また条例に基づく関与が別途あり</p>	
立入検査等	・立入検査、勧告、命令など	<ul style="list-style-type: none"> ・なし (解散命令のみあり。) (公益目的支出計画実施中のみあり) 	
書類の提出	・事業計画事業報告、役員名簿等の提出が毎年度必要	<ul style="list-style-type: none"> ・なし (公益目的支出計画実施中のみ実施報告書を提出) 	

参考 2

税法上の非営利型法人の要件

- 一般社団法人・一般財団法人のうち、次の①又は②に該当するもの
- 造林公社は、①非営利性が徹底された法人に該当しうる

① 非営利性が徹底された法人	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
	2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
	3 上記1及び2の定款の定め違反する行為(上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
② 公益的活動を目的とする法人	1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
	2 定款等に会費の定めがあること。
	3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
	4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
	5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
	6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

特例民法法人間における合併の流れ

- 手続きを始めてから合併までは、少なくとも約6ヶ月が必要。
- 合併の登記の属する事業年度末日の決算を行わないと、新制度の法人への移行認定・認可の申請ができない(H24.3.30登記→H24.6申請。H24.4.1登記→H25.6申請)



参考 4

1. 公益認定基準（公益認定法第5条第1号～第18号）

号	項目	内容	備考
1	法人の主たる目的	公益目的事業(22種類)を行うことが主たる目的であること。	分収造林事業は「地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業」、「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」に該当する。
2	経理的基礎・技術的能力	公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。	「経理的基礎」とは事業を実施するための財務状況の健全性、財産管理や運用への法人役員の適切な関与、財務情報の開示などをいう。「技術的基礎」とは事業を実施するための専門的能力を有する人材・設備をいう。
3	法人の関係者への特別の利益供与の禁止	その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。	
4	団体・個人等への特別の利益供与の禁止	その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。	「特別の利益」とは利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業内容等から即して社会通念に照らして合理性を欠くこと。
5	投機的な取引を行う事業の禁止	投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。	通常の資金運用としての証券投資等は該当しない。
6	収支相償	公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。	損益計算ベースの収支予算書(移行後は正味財産増減計算書)の経常損益で判断。第一段階では各公益目的事業ごとに判断。第二段階では公益目的事業全体で判断。
7	公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ	公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	
8	公益目的事業比率	その事業活動を行うに当たり、公益認定法第十五条に規定する公益目的事業比率が50/100以上となると見込まれるものであること。	費用ベースで判断。
9	遊休財産額の保有制限	その事業活動を行うに当たり、公益認定法第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。	「遊休財産額」とは法人の正味財産のうち用途が定まっていない財産。 遊休財産 ≤ 1年間の公益目的事業費
10	親族等である理事又は監事の合計数の制限	各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。	
11	同一団体関係者が理事総数の3分の1以内	他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。	
12	会計監査人の設置	会計監査人(公認会計士または監査法人)を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。	会計監査人の設置義務があるのは次のいずれかを満たす場合 ①収益 1,000億円以上 ②費用(損失) 1,000億円以上 ③負債 50億円以上
13	役員等の報酬等の支給基準	その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。	
14	社団法人において該当すべき事項	一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。	

号	項目	内容	備考
(14)	(社団法人において該当すべき事項)	<p>ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(i) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。</p> <p>(ii) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。</p> <p>ハ 理事会を置いているものであること。</p>	
15	他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有制限	他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。	
16	不可欠特定財産の明記	公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。	
17	公益認定取り消し、合併による消滅の場合の財産の贈与	<p>第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。</p> <p>イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人</p> <p>ロ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人</p> <p>ハ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人</p> <p>ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人</p> <p>ホ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>ヘ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人</p> <p>ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人</p>	公益認定による税制優遇等により財産が形成されているため処分制限がかかる。
18	解散・清算の場合の残余財産の帰属先	清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。	公益認定による税制優遇等により財産が形成されているため処分制限がかかる。

2. 欠格事由(公益認定法第6条第1号~第6号)

号	項目	内容	備考
1	理事、監事、評議員	<p>イ 公益認定取り消し時から1年以内に業務を担当する理事であった者で取り消しの日から5年を経過しない者</p> <p>ロ 列挙されている法律(条文)違反で罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団員等であること</p>	
2	公益認定の取り消し	公益認定の取り消しから5年を経過しない者	
3	法令・行政処分に違反	定款又は事業計画の内容が法令又は行政処分に違反	
4	事業遂行上の許認可	事業遂行に係る法令上必要な許認可を受けていない	
5	税の滞納	国税・地方税の滞納処分の執行がされているもの、又はその処分の日から3年を経過しないもの	
6	暴力団員等による支配	暴力団員等がその事業活動を支配するもの	

参考 5

公社における課税状況の比較(2公社計)

(単位:円)

1. 国 税

税 目		特例民法法人 (H22)	公益法人	一般法人 (非営利型)
① 法人税	収益事業でない事業は全ての法人が非課税	0	0	0
② 所得税 (利子等の源泉所得税)	22利息収入675,256円、一般法人は15%課税	0	0	101,288
③ 登録免許税 (法人登記)	役員変更登記は一般法人のみ課税 地上権等の登記は全ての法人が課税	0	0	10,000
④ 印紙税	定款や金銭・有価証券の受取書を除き 全ての法人が課税	413,400	413,400	413,400
⑤ 消費税	全ての法人が課税	1,938,700	1,938,700	1,938,700
⑥ 自動車重量税	全ての法人が課税	75,600	75,600	75,600
合 計		2,427,700	2,427,700	2,538,988

※法人税:受託事業は収益事業だが、所得がゼロ(収入=支出)のため、非課税

2. 県 税

税 目		特例民法法人 (H22)	公益法人	一般法人 (非営利型)
⑦ 法人住民税		44,400	44,400	78,162
うち均等割	全ての法人が課税	44,400	44,400	44,400
うち法人税割	全て収益事業でない事業は非課税	0	0	0
うち利子割	利子額の5%	0	0	33,762
⑧ 地方消費税	全ての法人が課税	484,600	484,600	484,600
⑨ 自動車税	全ての法人が課税	134,200	134,200	134,200
合 計		663,200	663,200	696,962

3. 市 税

税 目		特例民法法人 (H22)	公益法人	一般法人 (非営利型)
⑩ 法人住民税		100,000	100,000	100,000
うち均等割	全ての法人が課税	100,000	100,000	100,000
うち法人税割	全て収益事業でない事業は非課税	0	0	0
⑪ 固定資産税	公社の場合は、全ての法人が課税	159,500	159,500	159,500
⑬ 軽自動車税	全ての法人が課税	4,000	4,000	4,000
合 計		263,500	263,500	263,500

総 計	特例民法法人 (H22)	公益法人	一般法人 (非営利型)
	3,354,400	3,354,400	3,499,450

特例民法法人(H22) との比較			
		0	145,050

新制度における主な課税の取扱いについて

I. 寄附税制(寄附を行った者に係る税制)

	公益社団・財団法人	特例民法法人	一般社団・財団法人
法人税	特定公益増進法人	○該当	—
	特定公益増進法人	○特定公益増進法人等に対する寄附金は、損金算入限度額に達するまでの金額を損金算入(損金算入限度額については下図参照)	○主務大臣の認定を受けたもの等が該当(約25,000法人中約900法人)
所得税	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税(注)	○該当	—
	個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税	○特定公益増進法人等に対する寄附金は、(寄附額-2,000円)を所得控除 ○寄附額は寄附をした個人の所得の40%相当額が限度	○主務大臣の認定を受けたもの等が該当
相続税	個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税	○特例措置の対象	○特例措置の対象(非営利性が徹底された法人のみ)
	事業税	○特例措置の対象	—
道府県税	道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金に係る寄附優遇措置	○主務大臣の認定を受けたもの等が特例措置の対象	—
	道府県税・市町村税	○主務大臣の認定を受けたもの等が特例措置の対象 ※課税標準が法人税の計算の例によって算定した所得であるため、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入によって所得が減少した場合、事業税所得割額も減少する	—
法人住民税	法人税割	—	—
	個人住民税	○公益社団・財団法人に対する寄附金が対象 ○次の金額を、寄附をした個人の個人住民税所得割の額から控除(税額控除) ・都道府県が条例で指定した寄附金…(寄附額-5,000円)×4% ・市区町村が条例で指定した寄附金…(寄附額-5,000円)×6% ※都道府県及び市区町村が重複して指定した寄附金…(寄附額-5,000円)×10% ○寄附額はその個人の所得の30%相当額が限度	—

【寄附税制の適用が想定される場面】

< (国税) 法人税、(地方税) 法人住民税法人税割 >



< (国税) 所得税・相続税、(地方税) (個人) 個人住民税所得割 >



【損金算入限度額(株式会社の例)】



特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額
(平成20年度税制改正において2.5%から5.0%に拡充)

一般寄附金の損金算入限度額
(上記の限度額を超える特定公益増進法人に対する寄附金の額と一般寄附金の額とを対するもの)

【個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税(租税特別措置法第40条)】



(注) 措置の詳細については、国税庁作成の資料
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/7230-37.pdf>)を参照。

II 法人自らに係る税制

法人税	公益社団・財団法人		特例民法法人		一般社団・財団法人	
	課税対象(注2)	公益社団・財団法人	特例民法法人	非営利型法人(注1)	左記以外の法人	
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ○収益事業についてのみ課税 ○認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入 ○所得の50%に相当する金額又は公益法人特別限度額(注3)のいずれか大きい方 	<ul style="list-style-type: none"> ○収益事業についてのみ課税 ○収益事業に属する資産のうちから、自らの収益事業以外の事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入 ○所得の20%に相当する金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○収益事業についてのみ課税 ○全所得課税(普通法人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○30% (年800万円以下の所得については18%(注4)) ○課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○30% (年800万円以下の所得については18%(注4)) ○課税
所得税	<ul style="list-style-type: none"> みなし寄附 損金算入限度額 税率 利子・配当等に係る源泉所得税(注5) 税率 	<ul style="list-style-type: none"> ○30% (年800万円以下の所得については18%(注4)) ○非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○22% (年800万円以下の所得については18%(注4)) ○非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税 ○利子等...15% ○配当等...20% 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税 ○利子等...15% ○配当等...20% 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税 ○利子等...15% ○配当等...20%
登録免許税	法人登記に係る登録免許税	○非課税	○非課税	○課税	○課税	<ul style="list-style-type: none"> ○主たる事務所の所在地において、設立登記は6万円 ・役員変更登記は1万円 ○従たる事務所の所在地において設立登記は9千円
印紙税	定款	○非課税	○非課税	○非課税	○非課税	○非課税
消費税	金銭又は有価証券の受取書	○非課税	○非課税	○非課税	○非課税	○非課税
	課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ○課税資産の譲渡等(法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税) 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税資産の譲渡等(法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税) 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税資産の譲渡等(法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税) 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税資産の譲渡等(法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税) 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税資産の譲渡等(法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税)
	仕入控除税額の計算の特例	○適用	○適用	○適用	○適用	○適用

(注1) ①非営利性が徹底された法人及び②公益的活動を目的とする法人。以下同じ。

(注2) 収益事業の類型は、法人税法施行令第5条で規定。

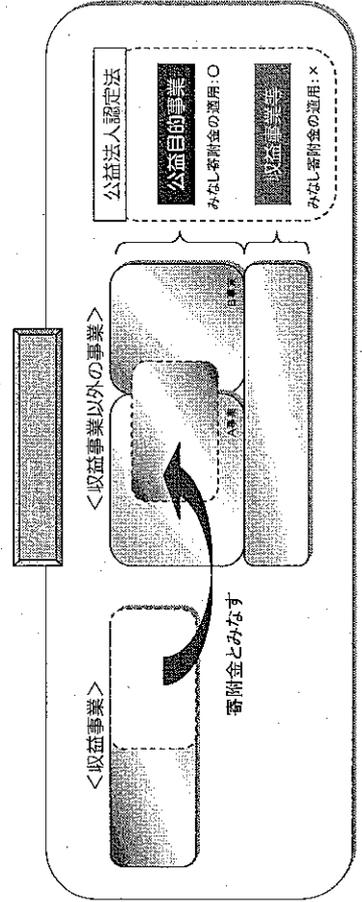
(注3) 公益法人特別限度額(その公益目的事業の実施のために必要な金額)の計算に当たっては、特定費用準備資金や公益資産取得資金として将来の公益目的事業の支出に備えて積み立てた額も必要な金額に含まれる。

(注4) 平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得について適用。

(注5) 利子・配当等が法人税の課税対象となる場合には、その源泉所得税について、所得税額控除制度の適用あり。

○地価税は、現在課税が停止されているため、省略

【みなし寄附(公益社団・財団法人の場合)】



		公益社団・財団法人		特例民法法人		一般社団・財団法人	
		納税義務者等		非営利型法人		左記以外の法人	
法人住民税均等割	標準税率	○最低税率(2万円)					
	課税対象	○法人税額(収益事業についてのみ課税)					
法人住民税法人税割(注1)	標準税率	○最低税率(2万円)					
	課税標準	○非課税					
法人住民税利子割	税率	○利益事業についてのみ課税					
	所得割	○利益事業についてのみ課税					
事業税(注1)(注2)(注3)	標準税率	○所得年400万円以下の場合2.7% ○所得年400万円超800万円以下の場合4% ○所得年800万円超の場合5.3%					
	外形標準課税	-					
地方消費税	課税標準	○消費税額					
	税率	○25%(消費税率換算1%)					
不動産取得税	非課税の範囲等	○幼稚園において直接保育の用に供する不動産、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産、図書館、博物館において直接その用に供する不動産、一定の社会福祉事業の研究の用に供する不動産、学術研究法人が直接その研究の用に供する不動産、等につき非課税					
	標準税率(注5)	○4%					

(注1) 収益事業の種類は、法人税法施行令第5条で規定。

(注2) 地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの暫定措置として、事業税の一部を分離したもの。

(注3) 事業税の上記標準税率及び地方法人特別税は、平成20年10月1日以降開始する各事業年度について適用。

(注4) 不動産の取得が平成23年3月31日までに行われた場合に適用。

(注5) 平成24年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は3%。

